婦人科検診実施細則

この細則は、三井健康保険組合健康診査等補助金支給規程第2条に規定する「婦人科検診」の実施方法及び補助金の申請手続等について定める。

なお、本細則における年度は、4月1日~翌年3月31日の間とする。

(支給要件)

- 第1条 補助金の支給要件は次のとおりとする。
 - (1) 受診日に資格を有し、かつ受診日の属する年度内は満35歳未満である被保険者又は被扶養者であること
 - (2) 第3条に規定する指定検査項目のいずれか又は双方を受診していること
 - (3) 請求書類が指定日までに組合に到着していること
 - ①第2条の実施区分のうち「個人」は受診年度の翌年度5月31日
 - ②第2条の実施区分のうち「事業所」で、日本国内の任意機関に直接申し込む場合は受診年度の翌年度5月31日とし、組合契約健診代行事業者(以下「代行事業者」という。)を経由して申し込む場合は受診年度の翌年度6月30日とする

(実施区分及び実施機関)

第2条 実施区分は次のとおりとする。

実施区分	実施機関	請求区分
個人	日本国内の任意機関	個人が事業所経由で補助金請求するもの
事業所	日本国内の任意機関	事業所が取りまとめて補助金請求するもの

(指定検査項目)

第3条 指定検査項目は次のとおりとする。

検査項目	備考
乳房検査(マンモグラフィ・乳腺剤	置音波) いずれか1項目
子宮頚部細胞診	

(補助金の額及び支給回数)

第4条 指定検査項目に対する補助金の額は次のとおり(100 円未満切捨て)とし、支給回数は 1 年度につき 1 回を限度とする。

検査項目		補助金の額	補助金の上限額
乳房検査	乳腺超音波	検診費用(税込)の 80%	7, 300 円
	マンモグラフィ		7,300円
子宮頚部細胞診			6, 100 円

(実施方法)

- 第5条 実施区分ごとの婦人科検診の実施方法は次のとおりとする。
 - (1) 「個人」で実施する場合
 - ①受診希望者は、次の方法により申し込みを行う。
 - ・日本国内の任意機関(以下「健診機関」という。)に直接申し込む。
 - ・代行事業者の指定する方法で申し込む。

- ②受診後、健診機関窓口で検診費用の全額を支払い、検査項目の内容と項目毎の金額が記載された領収書の交付を受ける。
- ③「婦人科検診補助金請求書」に請求する補助金(検査項目)等の必要事項を明記のうえ、 上記②の領収書を添付し、事業所を経由して(任意継続被保険者は直接)組合に補助金請求を行う。
- ④組合は③により請求のあった補助金について書類審査のうえ、事業所経由で(任意継続被 保険者は直接)被保険者宛に補助金を支払う。
- (2) 「事業所」で実施する場合
 - ①事業所は次の方法により申し込みを行う。
 - ・健診機関に直接申し込む。
 - ・代行事業者の指定する方法で申し込む。
 - ②事業所はその申込方法により、健診機関又は代行事業者に検診費用の全額を支払い受診者 ごとの検査項目の内容と項目毎の金額が記載された領収書の発行を受ける。
 - ③「婦人科検診補助金請求書・事業所用」に請求する補助金(検査項目)等の必要事項を明 記のうえ、上記②の領収書を添付し、組合に補助金請求を行う。
 - ④組合は③により請求のあった補助金について書類審査のうえ、事業所に補助金を支払う。

(補助対象外)

- 第6条 次の各号のいずれかについては原則として補助の対象としない。
 - (1) 健診機関からの注意事項を守らなかった場合
 - (2) 第5条で規定する必要書類に不備がある場合
 - (3) 指定検査項目以外の検査項目の受診

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

平成22年4月1日施行の「婦人科検診実施細則」は廃止する。

附 則 (第4条の改正)

この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。